る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和４年経済産業省令第61号。以下「算定省令」という。）第５条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は算定省令第５条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤ 当該事業年度における特定高圧需要に係る販売電力量

⑥ 当該事業年度における特定低圧需要に係る販売電力量

⑵ 特定高圧需要電灯料及び特定高圧需要電力料のうち、⑴①の額に⑴⑤の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴③の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理し、特定低圧需要電灯料及び特定低圧需要電力料のうち、⑴②の額に⑴⑥の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴④の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴ 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１） 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

２） 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費